

監査公表第 3 号

監査結果に基づく措置について

令和 4 年 5 月 19 日付監査報告第 2 号の監査結果報告に基づき、大牟田市選挙管理委員会委員長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、その結果を公表します。

令和 4 年 6 月 2 日

大牟田市監査委員	中	原	修	作
同	平	山	伸	二

選 管 第 4 2 号
令和4年6月1日

大牟田市監査委員 中 原 修 作 殿
同 平 山 伸 二 殿

大牟田市選挙管理委員会
委員長 井 手 保

定期監査の結果に基づく措置について

令和4年5月19日付、監査報告第2号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置いたしましたので報告します。

【個別指摘事項】

(選挙管理委員会事務局)

1 衆議院議員選挙費 (選挙管理委員会事務局)

切手の管理について、切手受払簿が作成されておらず、使用実績や現在数の把握がされていなかった。

切手は、証券自体が特定の金銭的価値を有する金券とされており、現金と同様に適切な保管と厳正な管理が求められるものである。切手の保管及び使用について、慎重かつ適正な事務処理に努められ、透明性を確保されたい。

【措置の状況】

1 衆議院議員選挙費 (選挙管理委員会事務局)

今般の指摘を踏まえ切手については、金額ごとに受払簿を作成の上、使用実績や現在数の把握が確実に行えるように管理体制の是正をしました。

今後は、切手が特定の金銭的価値を有する金券であるという認識に立ち、その保管及び取扱いについては、慎重かつ適正な事務処理を行って参ります。